

Title	西大寺律家の刑罰：中世寺院における死刑不科の位置(上)
Sub Title	A study of penalties of the Saidaiji ritsu-ke 西大寺律家：the meaning of the decision not to enact the death penalty in medieval Japanese temples (part one)
Author	村瀬, 貴則(Murase, Takanori)
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.4 (2016. 2) ,p.1(635)- 26(660)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西大寺律家の刑罰

——中世寺院における死刑不科の位置—— (上)

村瀬 貴 則

はじめに

本稿の課題は、鎌倉後期から南北朝期にかけての西大寺律家の刑罰権の変遷を考察し、ついで宗教者としての価値観が如何にその刑罰の様態、特に死刑の不科に影響したかを考究する事である。これを以つて、政治権力としての性格を無視できない中世寺院において、宗教者の価値観が如何に非宗教的活動でありかつ時に政治的性格の強い刑罰として顕現するのかわつ時点を考えるための一助とせんとするものである。

ある権力体の行う刑罰の様態を考察する時、(A) 刑罰体系——諸犯罪とその構成要件の体系、および罪刑関係の体系——、(B) 刑罰裁定体系の二点が明らかにされれば、その大要は説明されたとはい得るだろう。日本

の中世社会にあつては、多様な、警察・刑事司法権力を行使する権力体が、領域的あるいは人格的に並立的・重層的に存在する。各々の権力体について、(A) は大きく相違する場合がある。かような社会においては、しかしある権力体についての (A)・(B) の考察だけではなお不十分であり、同時代の他の権力体のそれらとの比較において考察されるべきであろう (α) 同時代における権力体としての位置)。それと同時に時代的な差異についても考察を加え、かかる刑罰様態を現出せしめた理由は何か、かかる様態が他へ与えた影響如何が考察されるべきである (β) 因果連関関係の把握)。また、かように課題を設定した上では、(A)・(B) を現出せしめた理由を、(α)・(β) と関連させつつ、権力体の性格、すなわち本稿の場合特に宗教者としての価値観と如何に

関係するか、あるいはしないのか、一言すれば宗教者としての刑罰観念如何が考察されねばならない。(一) 刑罰様態と宗教的価値観との関係)。ただし、宗教者は自己・他人あるいは社会に対してなんらかの理想を追求しつつ活動する点において俗界と異なると言えるのであって、刑罰が強制的に不利益を蒙らせる点で犯人それ自身を動かすだけでなく、一般予防という観点から見れば不特定多数の人々の行動にも少なからず影響を与えるのであるから、かかる姿勢が刑罰の形態に積極的にか否定的にか影響するととりあえず想定しても、決して不毛な議論にはならぬだろう。またもし影響が見られないという結論になっても、逆にそれはそれで議論するに価値ある対象にもなるものだろう。

かかる研究上の視座において、死刑を考察する事は重要な論点になると考える。死刑は、身体刑の中で最も重いものであり、個人における最重要の価値の剥奪なのであって、刑罰体系においていかなる位置にあるかは、政治権力の性格に強く影響されていると考えられ、(二) の考察に有益であると考ええるからである。

さて貞治六年(一一三六七)、西大寺律家¹⁾は「一条からなる「検断規式」²⁾すなわち刑事法規を制定した。そこに

は、制定の契機・理由として以下のようにある。

狼藉出来之時、欲致「検断」之処、難義非¹⁾。進及「死罪・流刑」者、似「背」戒律之法。退待「自然之冥罰」者、狼藉弥盛也。依「之」遺弟等、或任「寄附領掌之素意」、或案「律法久住之大綱」、粗録「十余条」、備「当所之龟鏡」者也。

ここで律家は、「死罪・流刑」を「背「戒律之法」」の理由で取えて法規内に規定しないという歴史的選択をしたのである。

本稿はかかる事実を最重要の論点とし、寺院の刑罰研究方法におけるかかる視座を以って論を進める。別言すれば、本稿の課題は本史料の歴史的意義を考察する事である。考察手順の概略は以下の通り。一章では検断規式制定に至った過程を、律家(黒衣僧)による西大寺別当および白衣寺僧との刑罰権の抗争・奪取過程としてとらえ、鎌倉中期から南北朝期に至るまでのそれを考察する(B)・(β)の考察)。二章では刑罰観念を考究するが、主に死刑について律家の(A)を白衣寺僧のそれと比較し、先行研究に学びつつ同じく主に大和国諸寺院のそれと比較し、全国へと比較対象を広げ(a)、二章一節)、最終的に刑罰の様態と宗教的価値観との関係の考察

(一と)、二章二節)に至らうとするものである。本稿は西大寺律家を主要な考察対象とするが、それを機軸としてかような比較を行う事によって、結果的により全体的な理解に幾分でも迫ればと考える。副題を「中世寺院における死刑不科の位置」とした所以である。もちろん(A)・(B) および (a) (と) の考察すべてを満足に行う事は叶わないが、先の課題に従ってできる限りの解明を志す。

かような課題と視座とに關係する先行研究は以下の通り。

關係する研究は数限りないと思うし、またその問題關心や研究方法は様々であるが、問題關心・研究方法の近似性からなによりもまず挙げなければならないのは、義江彰夫の刑罰に関する一連の研究である。これらに通底する義江の考究姿勢は、「刑罰形態」および「刑罰裁定体系」の考察を以って、中世における権力体の特質・性格の考察に至らうとするものと思われる。義江の場合、古代中世過渡期における公家・国衙・郡司の刑罰を中心に考察し、権力体としての特質・性格を追及しようとするものである。一方本稿では、考察対象の中心となる西大寺律家は和国の極めて小規模な政治権力体であり、

かつ時代としても鎌倉中期から南北朝期にかけてであった、中世寺院における相対的な位置を追及する過程で結果的に全体的な理解を目指すものではあるけれども、時代としても考察対象としても彼我は異なっていると言わざるを得ない。しかしながら、本稿の宗教的価値観からの影響を追及しようとする姿勢については、義江と問題關心の一致度は低くないと思われる。もとより義江の研究は未だ途上であつて、寺院(義江の言葉では「寺家」)などについての本格的な論考は後日に期され、発表は強く期待されるけれども、公にされていない現段階ではその内実を深くは知り得ない。しかし「院政期の没官と過料」などには、寺院にも言及されているのであつて、本稿とも關係が浅いとはいえず、研究方法それぞれ自体を含めて継承すべき点が少なくない。しかし、全面的には首肯し得ぬ点もあり、以後言及したい。

また一九八三年、笠松宏至・石井進・網野善彦・勝俣鎮夫によつて『中世の罪と罰』⁽⁴⁾が発表され、社会史という視座から中世の罪・刑についての研究が出た。以後の犯罪・刑罰に関する研究は、本書の影響を少なからず受けているだろう。殊に勝俣鎮夫の研究「家を焼く」が後の研究に与えた影響の甚大である事、諸氏の認める所で

あろう。勝俣の提示した論点が直接的にせよ間接的にせよ継承された結果、史料の残存状況の良さから、興福寺・法隆寺・薬師寺等、大和国諸寺院が多く研究対象となってきた事は事実である。これらの研究からは先に示した(A)・(B)について解明された点が少なくなく、本稿も、『中世の罪と罰』はもちろん、直接・間接にそれらの成果の上に立つてはいる。しかしながら、本稿の最大の興味関心は、刑罰の様態と宗教的価値観との関係であって、刑罰それ自体の考察は、その手段に留まる点において、諸研究とは少しく趣を異にするのである。

一 刑罰権の変遷

議論の出発点として、貞治六年八月、西大寺律家によって作成された西大寺敷地四至内検断規式(以下単に「規式」などという)の全文および明德元年(一一三九〇)の追加法を挙げる。

史料 A 西大寺敷地四至内検断規式ならびに追加⁽⁶⁾

(西大寺長老 堯基)
(花押)

定置

西大寺敷地四至内検断規式条々

(第一條)
一、殺害事

永追^レ出其身、職所帶悉可^レ取公。於^レ往屋^レ者、敗出可^レ燒^レ私之。但^レ当座口論者、十ヶ年已後加^レ評定、可^レ有^レ沙汰^レ也。親類者、可^レ懸^レ六親^レ也。親^レ沙汰者、宿^レ意時也。

(第二條)
一、刃傷事

若依^レ宿意^レ者、可^レ同^レ殺罪。若依^レ当座口論^レ者、五ヶ年已後可^レ有^レ評定^レ也。

(第三條)
一、悪口并打擲事

先追^レ出其身、奪^レ住屋所帶^レ之後、經^レ三ヶ年、可^レ有^レ沙汰^レ也。

(第四條)
一、盜犯事

若於^レ家内之財宝・田畠之作毛^レ者、同^レ殺罪、可^レ有^レ其沙汰。若於^レ山野之竹木・後園之菓子^レ者、任^レ旧例、可^レ為^レ過料^レ也。

(第五條)
一、沽酒事

衆惡之根源、嚴重之旧制上者、同^レ殺盜、可^レ致^レ其沙汰^レ也。

(第六條)
一、放火事

同^レ殺盜、可^レ致^レ其沙汰^レ也。

(第七條)
一、罪科人寄宿事

不論大小、同本犯之者、可致其沙汰也。

(第八條)
一向念仏衆事

同殺盜、可致其沙汰也。

(第九條)
一、犯他妻一事

先可追出其身。此上事者、加評定、可有其

沙汰也。

(第一〇條)
一、旧制違犯事

(敬尊)
菩薩・和尚以來代々之規式、或付山野池水、或

付田畠年貢、其數非一。若違犯之時者、任其

規式、可有沙汰也。

(第一一條)
一、無名入文事似落書起請。

雖狼藉出来、若不露頭者、以無名入文可治

定也。其次第者、先書手之名字可注進。寺僧方

文沙汰。僧坊方次於四王堂可收納之。知事・綱維者、知事沙汰。

次於一聖院可被披之。次於衆會、加評定、

可有罪科也。其書手之分齊者、寺僧者、可

為上臈・中臈。鄉民者可為上十人。淨人者可

為上二十人。行者々、可為上十人也。次入

文之文章者、

敬白 天罰起請文事 右元者、某甲財宝、某甲所

西大寺律家の刑罰 (上)

盜也。若不知者、若偽申者、日本国大小神祇、殊

春日四所、別当所鎮守石落神・十五所・八幡三所・

清滝権現・弁財天・八王子并四王御影御罰、蒙

書手之身、現世成白癩黑癩、当来可墮三惡道

者也。仍為後日一起請文之狀如件。落書起請者、嘉元

之、元亨三年亦被行之。開制可依時者也。

狼藉出来者、成於集会、差器用之仁僧中、為

奉行人、可令沙汰之。但犯科人若為寺僧・鄉

民者、寺僧奉行相共可被執行。若為行者・淨

人者、知事相共可被執行矣。(以下之)

右、件檢断職律家管領濫觴者、

(敬尊)
先師菩薩律法中興之刻、別当乘範法印崇敬之余、

以当寺執行職之檢断以下、自奉寄附于興正菩

薩以降、既送百余歲之星霜。其間、数十代別当更

無違乱、律家一円管領来者也。(以下之)

範之寄附狀、号別当方之使者、可相綺之由、被

申之間、去延文元年九月、雖被成下安堵、(以下之)

尚以依不止其煩、則經奏聞之處、重貞治六年

六月、被成下違勅、繪旨畢。其刻並訴興福寺

之處、以学侶之群議、被出永代不易之事書一乎。

五 (六三九)

然者、云「相伝」、云「文証」、於「今者」、此檢断職、律家「円進止之段」、永代必定者哉。(以上ウ)但狼藉出来之時、

欲「致」檢断之處、難義非一。進及「死罪・流刑」者、似「背」戒律之法。退待「自然之冥罰」者、狼藉弥盛也。依之遺弟等、或任「寄附領掌之素意」、或案「律法久住之大綱」、粗録「十余条」、備「当所之龟鏡」者也。仍為「後代」加「署判」之状如「件」。

貞治六年丁未八月日

蓼源(花押)

○以下九名省略

追加

殺害人事

右於「当座口論」者、十ヶ年以後加「評定」可有「沙汰」之由、依「被」定「置」之、動其煩出来之間、所詮於「向後」者、不「論」当座・宿意、生涯之間、永不可「有」免許「之由」、重加「評定」、所「定置」之状如「件」。

明德元年庚午九月 日 綱維英源(花押)

○以下一名省略

まず以下の事がわかる。規式は、「一、無名人文事」の内容から、律家による、白衣寺僧、および「西大寺」の「四至」内居住民たる「郷民」、および律家側に属し雑務に従事する事もある「行者・浄人」(補論参照)に對す

る犯罪と刑罰を規定したものである。従つて、規式作成の前提として、律家による彼らに對する安定的な支配の上で刑罰権の存在する事がとりあえず推測される——もちろんこの事を前提として以下論を進めるわけではないが——。少なくとも当時の律家が彼らに對する排他的な刑罰権を有するべきと考えていた事は文面上疑いようがない。また、自身の刑罰権の正統性は、傍線部アに「別当乗範法印崇敬之余、以「当寺執行職之檢断以下」「奉「寄」附于興「正菩薩」」とあるように、別当乗範の在任期(建治二年(一一七六)〜弘安六年(一一八三))に觀尊に對して権能が讓渡された事を以つてその根拠としていて、かつイより近時別当による妨害があつた事を記し、明らかに別当との對抗關係を認める事ができる。

そして、以下に詳しく論証するが、アの部分で乗範が「当寺執行職之檢断以下」を觀尊に「寄附」したとは、弘安元年に西大寺別当が種々の別当固有権限を律家に讓渡した事を記す「西大寺別当乗範置文」(後掲史料H)の中で、「一、可「令」停「廢」當寺執行職「事」の事を指している。しかし、かつて明らかにした通り、この史料の主眼は、西大寺「興隆」のために執行職を「停「廢」してその得分を修理料等に充當せざるといふものであり、

「検断職」への言及がないばかりか、「執行職」の「寄附」など一言も述べておらず、アは極めて疑問であり、まずこれを無視して論ずる事としよう。

以上の基本的分析により、以下の論点が考えられる。

白衣寺僧との関係でいえば、叡尊が西大寺に居住し始めた、律家形成の当初は、かような排他的な権能は無かつたはずだから、如何なる過程を経て規式の如き状態となつたのか、および両者の間での刑罰裁定のあり方が解明されるべきであろう（一章一節）。次に別当との関連でいえば、やはり律家形成の当初はかような権能は無かつたはずであるし、平安後期以降、勅願系大寺社の寺内犯罪は所司、特に別当によつて処断されてきたと考えられ、これを別当の固有権限と見なす事ができるが、如何なる過程でかかる別当の刑罰権が移動したか、またイの記述について他史料を交えて考察がされるべきである（一章二節）。つまり律家が如何にして白衣寺僧・別当から刑罰権を奪つていったのが本章の課題である。

さて、一般に犯罪が起こつて刑罰が執行されるまでには、いくつかの裁定過程を経る。場合により様々な形態が考えられるが、大まかにいって①犯罪の認知・捜査、②犯罪実否考量・量刑（≡刑罰判決）、③科刑の三段階

に分ける事ができよう。職権主義的な、すなわち能動的なそれは①から始まり、刑事司法裁判者としての当事者主義的な、すなわち受動的なそれは②から始まる。この内、警察権ともいふべき①の権限、科刑権ともいふべき③の権限は、共に刑罰権を構成するというべき重要な権限であるが、②刑罰判決権が刑罰権において必要不可欠の構成権限である。規式記載の犯罪については確かに②は律家の所轄であると認められ、犯人未知の時に実施される「無名入文」（第一条）からは明らかに②も律家の所轄の場合があるとよい。それ以外はそれぞれ行為の分担ないし権限について特に明記はないが、すべて律家の所轄とは即断できないのであって、この点以下慎重に考察する事にしよう。また、たとえ②の裁定が行われても③が実現しなければ意味のないのであるから、刑罰権力の資源と合わせて、この点は二章一節で考察する事とする¹⁰。

一—— 白衣寺僧との関係

以下西大寺白衣寺僧は、「白衣僧」（二章後述）と区別する意味で、主に「寺僧」という事にする。

規式作成より十数年前の文和三年（二三五四）、浄人

(下部とも呼ばれる)の次郎入道に対する殺人事件をきっかけとして、律家・寺僧間に「検断」に関する相論が起こり、最終的に刑事裁判機関たる興福寺学侶の裁定により寺僧側が敗訴となった(以下文和の相論などと略記)⁽¹⁾。詳しい事件・訴訟の経過は、田中稔の研究を参照されたい。この時寺僧は、学侶からの刑罰の、律家側の提案による代替として、学侶の立会いの下に律家に対して請文⁽¹³⁾誓約書を提出した。

史料 B 西大寺白衣寺僧連署請文⁽¹³⁾

謹請申

西大寺白衣寺僧等对「律家」不可「現」不儀「問事」右子細者、今度閉門・逐電事、不「牒」申律家、而、任「雅意」及「嗽訴」之条、背「弘安」・元亨両度請文之由、蒙「御愆」。此条誠無「処」于遁申、殊恐存者也。仍向後可「存知」条々。

一、於「寺辺」、云「律家行者」・下部、云「郷民」、称「有」其科、不「申」入别当、不「蒙」律家許可、而、直「不」可「行」自由之検断「事」。

(中略)

文和三年八月九日

公文範盛(花押)

○以下二七名省略

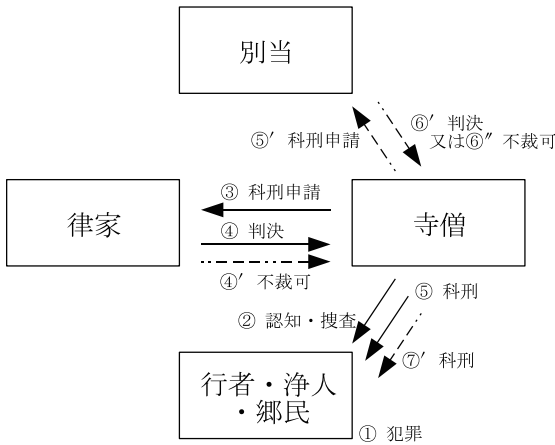
これは、行者・下部(浄人)・郷民に対する刑罰におけ

る、前代からの両僧のあり方を明記し文章として確認したものと考えてよいだろう。以下、郷民・行者・浄人の犯罪に対しての、両僧および別当の裁定の有り方、つまり刑罰の裁定体系を実際の事例と共に見ていこう。なお、検出事例はすべて浄人に対するものと考えられるが、郷民・行者に対するそれに演繹し一般化しても問題はないだろう。

まず、史料 B によって律家・別当が許可しなかった場合、いずれにしても寺僧は刑罰を行い得ず、請文通り「自由之検断」となってしまう事がわかる。しかしどんな時でも「検断」に関わるべきではないという事ではなく、限定的な禁止規定の文脈でこそ読むべきである。

すなわちその一つの有り方は、寺僧側が③の犯罪認知・捜査を行った場合、律家または別当に刑罰を申請して裁可されれば刑罰を行う、というものである。前者の、寺僧が犯罪の存在を認知し捜査し、律家に「牒申」して刑罰の許可を得、寺僧側が科刑を實行するという過程を裁定過程 1 とする(図 1 参照)。文和の相論において、次郎入道は律家により「罪科」を受けて追放されていたのだが、浄人の勤蔵法師が次郎入道を「潜雇」つたため次郎入道と「同意」の者であるとして、勤蔵法師につい

て「可有尋御沙汰」自「寺僧方遣使、可尋沙汰候也」と寺僧側は律家に対して申し入れた。律家側は、「自僧中相尋、可致沙汰」としてこれを拒否したのだが、逆に通常の場合、嫌疑者の発見と捜査が寺僧にも担われている状態が存在したとして良い。次に、寺僧側は、別当の、「寺僧若輩」による次郎入道の殺害に関する



裁定過程 1 : ① → . . . → ⑤

裁定過程 2 : ① → . . . → ③ → ④' → . . . → ⑦'

図1 裁定過程1および2概略図

る尋問に対し、その説明として「依_レ為_レ律家下部、自_レ黒衣方、称_レ盗人、被_レ加_レ罪科候間、任_レ先例、致_レ嚴密沙汰」と回答した。⁽¹⁴⁾この事は、律家の主張と食い違い、またこの後に説明が二転三転するのだが、しかしそれでもこの時寺僧側がもっともらしい弁明をしたと考えられる事、また「任_レ先例」と言う事から見て、通常はこの寺僧の回答のようなタイプ1の裁定過程を想定する事ができるだろう。次に、明徳元年に寺僧は律家に対して次の請文を提出した。

史料C 西大寺白衣寺僧連署請文⁽¹⁵⁾

謹請申

西大寺白衣寺僧等、不_レ蒙_レ律家許可、不_レ可_レ致_レ自由檢断一事。

右子細者、就_レ去四月八日夜石塔院盜犯事、若輩寺僧等称_レ教力法師所行、卒爾発向、焼_レ私彼住居之間、背_レ度々請文、致_レ自由檢断之由、蒙_レ御怒之条、誠無_レ処_レ于通申、殊恐存者也。於_レ向後_レ者、於_レ寺辺、云_レ律家之行_レ下部、云_レ郷民、称_レ有_レ其科、不_レ蒙_レ律家許可、直不_レ可_レ致_レ自由之檢断者也。凡大小事任_レ弘安以来_レ請文、都不_レ可_レ存_レ自由儀之由、寺僧等加_レ連署_レ、所_レ請申_レ之状如_レ件。

明徳元年^{庚午}九月六日

供僧知蔵(花押)

○以下二二
名略。

この史料は、史料Bと誓約内容が、Bにはある「不_レ申_二入_一別当」がない事を除き(この点一七頁で後述)ほぼ同文であつて、やはり前代からの両者の関係を再確認したものと見てよい。誓約の契機は、「盗犯」の処断に關し、寺僧が、「教力法師」の「所行」と断定し「卒爾」に「焼払」という刑罰を加えた事である。律家からの非難の対象は、「不_レ蒙_レ律家許可」に「卒爾」に行動した事であつて、犯人の捜査に対して特別な非難は見えないし、逆に「許可」さえあれば、刑罰も行い得るという事ができる。タイプ1の裁定過程が異常の場合ではなかつた事が知られる。

また、もう一つの有り方は、律家側が許可を出さない場合、別当に「申入」れて許可が出た場合、寺僧によって科刑がなされるというものである(裁定過程2とする。図1参照)。先の事例の続きだが、律家側が勤蔵法師に「尋沙汰」したところ、証拠が無かつたからか、「以_レ起請文_二可_レ晴申_一」という事となつた。これを「失_二面目_一」として不服とした寺僧は、律家を介さず直接勤蔵法師に「今夕明旦之間、寺僧若輩等汝所押寄可_二打殺_一」

と宣告したが、律家側の命で行者・淨人側が「神水」して防禦の姿勢を見せたためか実行されなかつた。そして次に寺僧側は、やはり勤蔵の所に来て「今明之間、別当御使被_レ差下、寺僧相共汝家押寄破却家内可_レ罷_二取資財_一」(圈点筆者、以下同じ)と告げた。この時、律家側は、別当側に対して「寺僧等縦種々雖_レ執申_二旨候、自_レ是可_レ進_二僧候。其間努々物念御沙汰不_レ可_レ有」と伝達し、少別当経寛・別当範宗両者もその旨了解し、本件に關する律家・寺僧の言い分を聞く事になるのである。これより、寺僧は律家の処断に対する不服から別当に科刑の許可を申請していた事、律家としても別当の決定には抗う事ができなかつた事が、窺が_レわ_レれる¹⁷⁾。これは実現はしなかつたが裁定過程2が存在したというべきであり、史料Bの請文の内容を裏付ける。

二つの裁定過程の存在から、例外として、請文からは読み取れないが緊急の場合があつたとして良いだろう。律家側あるいは別当の許可をとつていれば、犯罪者を逃す可能性が高い状況は、当然に存在しただろうと考えられるからである。寺僧側は、律家に対し、次郎入道を「五月廿八日夜」次郎入道本盜犯之上、今又盜苗重犯者之間、為_二若輩之沙汰、打殺候了_一と報告した。現場は

「夜」だとすれば、現行犯に対する刑罰だと考えられる。律家は、これも「重背」先規、於「寺辺」、自由検断無理殺害、甚以不「可」然」と批判するのだが、寺僧側からすれば、わざわざ報告をしている事から考えれば、事後報告による裁可を求め、当然裁可されるものと判断していたと考えるべきである。故に当然に事後報告の義務があったとすべきである。そして、律家の許可が得られず、別に裁可を請う時間的余裕が無い時には、緊急に科刑し、事後に別に裁可を仰ぐ場合もあつただろう。先に見た通り、律家によつて起請文による弁明のみの処分となつた勤藏法師に対して、寺僧独自に科刑をしようとしていたからである。

さて律家は、^(a)にも^(c)にも関わらなかつたわけではない。実際、先に見た通り勤藏法師の犯罪に対して「尋沙汰」をしたのは律家である。また、律家は、「草履」を盗んだ次郎入道に対して、「追」出当所、「被」破却舍宅」という刑罰を行っている。この処断に関し、寺僧側は「寺僧等不触承」之条、若輩失「面目」候」といつているから、「破」却舍宅」に寺僧が関係していないのは確実である。また、「正平六年九月五日神事」(一三五)の時、「当寺」^(争カ)人性「法師布小袖盗人被」取」とい

事件が起きた時、律家は「内々、検知之処、当寺下部又法師盜取之間、同年十二月廿八日取返了」、次には「為」知事沙汰、「彼住屋如」形烧了」として、⁽¹⁹⁾ ^(a)・^(c)に関わっているのは疑いない。ここで「知事」は律家側の役職である。

但し、いかなる状況でも^(b)に寺僧が関与し得なかつたかといえそうではないだろう。ここに、「所之制法」の存在が確認できる。両方「和合」によるものであり、制定年次は不明であり、律家三ヶ条が「麦盜・苗盜・薪盜」で、白衣寺僧二ヶ条が「穂拾并田餅買」であつて、それ以外の「制法」は存在しなかつたという。次郎入道殺害に関する別当裁判に際しての「制法」をめぐる両僧の言い分、およびこれまでの議論を踏まえれば、計五ヶ条の制法とは、両者の合意に基づく、専決裁定権の分掌を規定したものと考えられる。さて、中世「在地」にあつて一般に盗みが死刑相当の重罪であつた事が筈松によつて指摘されている。⁽²⁰⁾ 大和国においてもこの事は強く肯定できる(二章後述)。律家・寺僧両者にとつて盗犯が重罪である事は疑いようがない。寺僧にとつては、文和相論の時、「次郎入道本盜犯之上、今又盜苗重犯者之間、為」若輩之沙汰、打殺候了」と言っている。また、先の

正平の盗犯事件では、寺僧は恐らく律家とは別に行動し「発向」して、又法師夫妻が逐電したため子息が「打殺」されたようである。律家にとつても、死刑ではないものの、規式では殺人と同じ最重犯罪と規定されている。「穂拾」なる犯罪は、二説考えられる。一つは、稲の刈り取りおよびその後の運送の過程で、不慮に少量落ちてしまふ稲の「穂」を「拾」う事だと思われ、そのような少量の「穂」でも収穫者または租税等取取者の所有を認めるという点に、「穂拾」の犯罪観が成立しているのだとするならば、「拾」う量は極々限られると思われる事からして、「麦盜・苗盜・薪盜」などの行為によつて奪取される量に比べて少ないとする事は可能であり、これらより軽罪とする事ができるだろう。もう一つは、荒木敏夫の平安期の研究を参考とすれば、稲刈り後の落穂を拾う行為には、田地経営者に雇傭された労働者その人のみの付加報酬という面と、零落者のための社会的救恤という面とがある。かかる労働者および零落者以外の穂拾い行為が、「穂拾」の犯罪を成立させる要件だとしても、被害の度合いも可能性も測り難く、被害者の片方が社会的弱者であるとすれば、よもや重罪にはならないだろう。「田餅買」についてはよくわからないが、犯罪名の列挙

の順番からして「穂拾」より軽罪とする事ができるだろう。結局、刑罰の裁定という点においては、五ヶ条の区分から考えれば、三ヶ条の重罪従つて重刑は律家が、二ヶ条の軽罪従つて軽刑は寺僧側が専権的に裁定ないし判決していたと考えてよいだろう。かような権限区分は、両者の合意の上において、律家の刑罰権の優位性を認める事ができるのである。

以上によつて文和の前後の頃には、寺僧は、**a・c**には関与し得ても、緊急時および制法二ヶ条の例外を除き、原則**b**すなわち刑罰判決の権限は有しない事がわかる。**b**は律家・別当が握っているのである。律家・別当両者の関係は、過程2からわかる通り、行者以下の犯罪の刑罰、もつと言えば治安維持に関して、別当は律家より一段上級の権能者という事ができる。但しこれは少なくとも文和頃の段階の事である。

裁定過程1が、いつ頃から存在していたのか、確かな事は言えない。但し、後代の明徳の頃でも継続していた事は、史料Cからわかる。「制法」もいつから存在していたのかはよくわからない。この事は次節の考察と合わせて考えたい。

一―二 別当との関係

黑白僧は、彼ら独自に「制法」を制定していて、被支配者、すなわち行者・浄人・郷民の犯罪の処断は、基本的には両僧に担われていたと考えてよい。別当が積極的に関わるのは、主として支配者である所の黑白両僧の犯罪についてと考えられる。別当が刑罰に関わるあり方は、結論的には二形態ある。一つは、刑事裁判者として受動的にというもの、もう一つは、職権者、もつといえれば治安維持のための上級権能者として能動的にというものである。裁定過程²⁾は、前者の形態である。行者以下の犯罪に能動的に関わる事例はないとはいえないが、権能者として重要なのは両僧侶に対しての場合と考えられ、以下まず文和・延文頃までの状況を中心に検討していく。

受動的なケースは、文和の相論において、律家が、次郎入道を殺害した寺僧を別当に訴えて、別当は裁定して刑罰を行おうとした事が該当する。この時別当範宗が「検断之沙汰」と言及している事からして、裁判者としての受動的な刑罰裁定であるとして間違いない。次に、嘉暦三年（一三二八）の後醍醐天皇諭旨を挙げる。

史料 D 後醍醐天皇諭旨⁽²⁵⁾

当寺罪科寺僧等、不預^レ勅免^一之輩乱入事。奏聞之処、自由之企太不可^レ然。嚴密可^レ令^レ致^レ其沙汰^一給上之由、

天氣所^レ候也。仍執達如^レ件。

七月廿七日

宮内卿光繼^(彌川)

謹上 西大寺別当僧正御房

「勅免」されていない「罪科寺僧」が西大寺に乱入する事について、処罰をするよう西大寺別当某に命じた諭旨である。本史料は、現在正文が西大寺に伝来している。そして中世以来の所蔵と考えられる。よって本史料所載の宛先は別当であるが、現在の西大寺文書が律家側によって集積され伝世してきた事⁽²⁶⁾を踏まえれば、最終的な受領者は西大寺律家であるといえる。中世の文書授受の手續⁽²⁷⁾から推して、本史料から得られる利益は律家側が最上である事が導かれる。従って律家側の意思の発現によって、結果的に齎された文書であると考えられる。以上を是とすれば、考えられるケースは二つある。一つは、律家側が別当に史料の如き状態の打開を求め別当に訴えたが、否定されたために補任者である所の天皇に訴え、結果別当に命が下った。他方は、律家が別当に訴え、別

当は基本的に同意したが、事態の打開にはより高権の意思が必要と考え、天皇に訴えて諭旨が下った。私は、後者の場合が妥当と考える。「不_レ預_レ勅免_レ之輩」すなわち過去に天皇（または院）によって重犯罪者とされた人間の処罰を継続するには、他ならぬ現天皇の意思が必要だったと判断するからである。以上が正しければ——もし仮に前者の場合でも——、逆に、当然天皇（または院）に裁可を仰ぐ必要の無い時は、別当が裁判者として受動的に処断ないし刑罰を行っていたとしてよいだろう。能動的なケースは、延文五年（一三六〇）の律家と別当との検断相論の時に寺僧と俗人に対しての事例が見えるが、これはすぐ後に検討する。律家に対しては史料に見られないが、正平六・七年の盗犯事件に際して例外的に律家所属の浄人に対しての刑罰が見られるようである。²⁹

以上は、別当の刑罰権のあり方の、文和・延文頃までの状況である。これによって、寺辺の居住民（行者・浄人・郷民）だけではなく、寺内僧侶に対しても、治安維持に関して律家より一段上級の権能者と評価できるのである。恐らく律家の形成以前にも別当と寺僧との関係においてかかる立場は変わらないとして良いだろう。

かような状況に決定的に変化が現れたのは、延文五年

に起きた白衣寺僧等刃傷事件に際しての律家と別当との検断相論²⁹の時以降である（以下「延文の相論」と略記）。

この相論は、以下のような経過を辿った。延文五年七月、西大寺「寺中」において、寺僧永胤と春乙丸との「喧嘩」があり、刃傷に及んだ。これにつき、律家側から刃傷された永胤に尋問したところ、「戲論之所為」と回答したので、はじめ特に処罰しなかった。しかし別当公憲側は、独自に「刃傷」の事実を重く見て処罰すると通達。律家は、使者を別当公憲の許に派遣し、「検断事任」先規、律家可「施行」旨、伝えた。別当は「相共可_レ致_レ沙汰」と主張。しかし、律家は、別当に連絡せず、先に律家側で処罰を実行し永胤・春乙丸両者に対し「追出」・「収公」などを行った。一方、別当も事後だがほぼ同時に検断の使者を西大寺に派遣。ここに至り当事者間で解決が困難になり、律家は、大乘院門跡・興福寺別当孝覚に「口入」_二仲介を依頼した。種々問答があつたが、孝覚は、大略律家の主張を認め、別当は、検断の使者を召還し、相論は終結した。

これは両者による能動的な刑罰裁定に関する争いである。これによって、律家は、別当の刑罰権を否定する一前例を作った事になる。注目されるのは、この時初めて

律家が、排他的な、すなわち別当と交わらない自身の刑罰権の正統性について、別当乗範の代に叡尊に対して「依₍₃₀₎律家崇敬之志」「有₍₃₀₎檢断讓与之儀」と主張した事である。

もうひとつ正統性・正当性の根拠として、律家は、前代の範宗の時代の論旨等を提示した。⁽³¹⁾

史料E 西大寺別当範宗書状案

西大寺敷地四至内并戌亥山谷々田畠等檢断事。覺真^(西大寺長老)

上人任₍₃₂₎申請之旨、被₍₃₂₎申₍₃₂₎論旨₍₃₂₎候之条、不₍₃₂₎可有₍₃₂₎子細₍₃₂₎候。且元亨₍₃₂₎勅裁分明候歟。得₍₃₂₎御意₍₃₂₎、申

御沙汰候哉。恐々謹言。
延文元

六月十六日

範宗

史料F 後光嚴天皇論旨案

^(論旨案)

当寺敷地戌亥山谷々田畠四至内等檢断事。止₍₃₃₎方々

煩₍₃₃₎、寺家可₍₃₃₎令₍₃₃₎進止₍₃₃₎候由、

天氣所₍₃₃₎候也。仍執達如₍₃₃₎件。

延文元

九月十八日

左中弁時光^(白墨)

^(覺真)西大寺長老上人御房

史料G 西大寺別当範宗書状案

^(別当感伏案)当寺敷地戌亥山等四至内檢断事。度々執₍₃₄₎申₍₃₄₎公家₍₃₄₎候

了。而無₍₃₅₎相違₍₃₅₎、被₍₃₅₎下₍₃₅₎論旨₍₃₅₎候之条、尤神妙候。
此上事、向後定不₍₃₅₎可有₍₃₅₎子細₍₃₅₎候哉。恐々謹言。

延文元
八月十二日

範宗

^(覺真)西大寺長老上人御房

Eは、別当範宗が、律家の申請に基づき「敷地四至内并戌亥山谷々田畠等檢断」につき論旨を申請する事を許可したものの、Fは、その旨天皇が認めたもの、Gは、後日範宗が論旨の内容を認めたものである。Eの直接的な契機は、延文元年四月頃の、寺僧の武蔵房琳俊の「奸謀狼籍絶₍₃₆₎常篇」なる状況があり、別当と律家とが評議して事態を打開せんとした事と考えられる。つまり、Fの論旨は、律家と琳俊との対抗関係上、律家の権利を認める内容なのである。一方、律家はこれを以って能動的な公憲の刑罰を拒否し、刑罰権を否定するのである。しかしながら、この時公憲も「殆為₍₃₇₎別篇之沙汰、申₍₃₇₎成₍₃₇₎勅裁₍₃₇₎之様候間、別儀之沙汰顕然之上、律家自専支証曾以未₍₃₇₎定事候哉」と鋭く反論するように、既述のように具に史料を解釈し、また他史料も合わせて考えると、本史料は、あくまでも両僧の、殊に琳俊と律家との対抗関係上において律家の寺僧に対しての権限を認めたものであり、別当・律家の対抗関係におけるものではないのであ

る。恐らく意図的に文書の拡大解釈さえも行う事によって、ほとんど強引に自身の権限伸長を企図している状況を読み取る事ができる。

かかる挑戦を律家が遂行しようとした、或いはし得た理由として、いくつか考えられる。一つは、文和の相論においての範宗の政治的失態が、律家をして治安維持の権能者たるの自覚を促したと思われる事である。一人の死亡によって、かたや学侶裁判にまで持ち込まれ、かたや寺僧の嗾訴にまで発展したのは、元をたどれば疑いなく両僧の裁判者たる範宗の政治的失態に帰せられよう。

また一つは、文和の相論の終結によって、律家の寺僧に対する支配が強まったと思われる事である。もう一つは、大安寺長老道種と大乘院孝覚との関係である。この頃、延文の相論を含め別当との相論において、道種（光円房・蔵坊）は、律家と大乘院とを仲介して相論の解決を図っている。⁽³³⁾ 道種は、孝覚と親密な関係がある。彼は、孝覚入寂の時に伺候し、⁽³⁴⁾ 孝覚一周忌仏事に「供養導師」として参列し、⁽³⁵⁾ 後の大乘院門跡尋尊が「光円房ハ法務大僧正御信仰仁也」と述べている。⁽³⁶⁾ 道種と孝覚無しでは、この頃の律家の刑罰権の伸長は考えられない。なお本件の場合には、公憲が孝覚の恐らく門徒である関係によって⁽³⁷⁾

「口入」が要請され成功したものらしい。また一つに、⁽³⁸⁾ E-Gの当事者であった範宗が相論の直前に没している事も付け加えておきたい。

以後、規式作成の貞治六年まで別当との関係を詳細に示す史料は管見では無い。僅かに規式の傍線部ウの記載が知られるのみである。ウは、ア、イ合わせて二次史料であり、ア、イも共に考察すべきである。ア、ウは、規式制定に至った経緯についての記載であって、如何にして律家が、別当との対抗関係において「西大寺敷地四至内」の「検断」「一円管領」の権限を獲得したか、および如何に律家に「検断」「一円管領」の正統性があるか、という事に重点を置いて記述されている。イは、延文五年の公憲とのやり取りについてのものと考えられるけれども、既述の通りとすれば、事実を枉げて記載している。そして、ウの「違勅・綸旨」とは、文面通り事実とすれば、律家の排他的刑罰権を認め、別当のそれを否定したという内容であるはずである。ウに関する史料は、これ以外一つとして管見では無い。従って他史料から考察する以外にはない。第一に、他史料ではないが、そもそも律家で確たる刑罰権の認識なくして規式を制定できるだろうかと考えられ、その意味ではウは肯定できる。次に、

応安四年（一三七一）、寺僧七名による喧嘩によつて定賢房が死亡、三名が刃傷という刑事事件が発生した。⁽³⁹⁾ 律家は、関係者を科刑したが、別当円守も「当寺喧嘩事」

越「常篇」候歟。任「先規、被」加「罪科」候」として処罰しようとし、公文らの「住居」に「直」に向かい「打点定之札」つた。これに対して、律家の側は、「当寺検断職者、律家進止之間、則任「先規、致」其沙汰「候畢」として「延文・貞和之論旨并学侶約諾之状案文等」を示した結果、「別当御房一見之後、被」止「諸事之綺畢」となった。先の貞治の論旨の推定解釈を肯定するものである。次に、文和の請文と明徳の請文（史料B・C）とを比較すると一つの大きな違いがある事に気付く。どちらも寺僧の「自由之検断」の禁止を誓約したものであるが、CはBと類似の文章が無視できない程に多く明らかにBを意識している。しかるに、Cには、Bにはある「不申」入別当」なる文言が抜けている。これは偶然ではない。ここから、明徳元年の段階で既に過程2の如き裁定過程が存在しない事を意味し、当時別当と交わらない排他的な律家の刑罰権を認める事ができる。これから、文和と明徳との間のどこかに、刑罰権の変遷の画期を認める事ができるが、この事はウの内容を傍証するものである。

以上より、ウは史料的価値があると判断でき、従つてこの時貞治六年に排他的刑罰権が確立されたという事ができるのである。そして、かかる裁定過程2の消滅を寺僧の立場から見れば、律家裁定に反して科刑を行う事はほとんど不可能になったといえる。

ところで、アの部分はどうだろうか。イの記述はすでに事実の曲解である事を述べたが、それより古い時代についての記述であり、正統性を記述するという性格上、疑問が持たれる。関係史料として、次を挙げる。

史料H 西大寺別当乗範置文⁽⁴⁰⁾

（前略）

一、可「令」停「（廢）癯当寺執行職」事

右、彼職、強無「相伝之仁」、補「来甲乙之輩」。依「之」動張「行非法」、令「苦惱」寺僧、為「寺門」無「其要」、為「住侶」多「其煩」云々。付「之案」之、停「廢」之、雖「似」背「先規」、興隆之前、定不「貽」後「謗」歟。早止「件職」、以「其給物」、可「充」寺「修理等」者也。

（中略）

以前五箇条、就「興隆之篇目」、廻「愚頑之風情」者也。緯雖「輕微」、志已深重。縦非「一寺之至要」、盍叶「三宝之冥慮」矣。律衆等以「此趣」、可「令」致「沙汰」給

之状如^レ件。

弘安元年七月十八日 別当法印権大僧都乗範

弘安元年に別当乗範が叡尊等に対し別当固有の諸権限を移譲したものである。アの記載はこの事実と関係する。

史料には、執行職を「停廢^{〔廢〕}」するとあるが、決して「寄附」と書かれているわけではなく、「検断職」などとは一言も述べられていない。しかも、かつて言及した通り、

本史料は弘長三年（一二六三）八月公家新制^{〔42〕}、同年興福寺宛太政官牒との関係が深く、置文の主眼は法令にある

七大寺からの「悪党」の排除と寺院の「興隆」などである。アで言うが如き、刑罰権、殊に能動的な刑罰権が当

時別当から譲渡されたとは到底考えられない。

すなわち、ア、イはウ、すなわち排他的刑罰権の歴史的正統性を導くための歴史叙述なのである。当時の律家が

が叡尊の頃より排他的な刑罰権を有していたと規式に書いた事で、後には律家の歴史的事実として確実に定着し、

内部認識だけではなく、自身の刑罰権等の正当性・正統性のため外部に対しても主張される事となる。^{〔44〕}

結局、律家が規式を制定し得たのは、奪取過程を経て排他的な刑罰権が完成したからと言わねばならぬ。

翻って、いつから寺僧との関係において律家の優越的

な刑罰権が認められるのだろうか。既述の通り、規式の内容アの通りではあるまい。しかし、正確にこれを追及するのは困難である。規式の「一、無名入文事」では「嘉元二年」（一三〇四）に「落書起請」が「制断」に禁止されている事からすれば、既にこれより以前に優越的な刑罰裁定権を認める事ができるだろう。従って、とりあえず少なくとも鎌倉末期としておきたい。

一—三 小 結

以上、西大寺律家の刑罰権の変遷について述べてきた。

延文・貞治頃以前では、一部の例外を除き、裁定過程1・2が存在したと考えられる。これらの裁定体系の存在により、寺僧よりは律家が、律家よりは別当が上級の

治安維持の権能者と言う事ができる。そして、延文から貞治にかけて、別当裁定が限りなく消滅する方向に向か

った。貞治六年の論旨によって別当の能動的な刑罰裁定権は消滅し、次いで規式が制定され律家の排他的な刑罰

権が確立されたという事ができる。

なお、史料の残存状況からして、室町期の状況は詳らかではないものの、別当の能動的な刑罰裁定は、規式制定以後史料上に見る事ができない。

補論 行者・浄人について

今節で見てきた通り、南北朝期の律家と寺僧・別当との刑罰権の争いは、多くが浄人Ⅱ下部の犯罪とその処断とに端を発している。本節では、本稿の課題とは直接関係のないものの、西大寺を取り巻く社会において、浄人およびこれとセットで史料上現れる事の多い行者がいかなる位置を占めたかなど、補論として述べたい。

既に見た通り文和・明徳の両請文(B・C)では、行者・浄人およびそれに加えて郷民の刑罰権が問題にされている。まず、「郷民」とは、寺僧・行者・浄人以外の、西大寺の領内(「四至」(規式))に居住していると西大寺律家から把握されている人々であろう。菴輪頭量の研究⁽⁴⁵⁾を参考とすれば、行者は、教学・修行・寺内組織・堂舎等いくつかの点で西大寺律家との影響関係が窺がわれる俊仍(一一六六〜一二七)⁽⁴⁶⁾の見解では、「雖」壮年・老年、居行者位^{アシヤ}、仕僧尼、惣名出家・々々尼、歟」なるものであり、また「為」作僧尼、雖離在家、而尚俗形住寺事僧。是住寺故、異優婆塞及優婆夷只住在家。是俗形故、亦異沙弥・沙弥尼也」という⁽⁴⁷⁾。次に浄人について『四分律』の規定を見たい。そもそも「浄」とは、

戒律に違反しない適法の意である。「浄人」を介する事によつて、本来戒律違反の行為は「浄法」となる。浄人は、戒律上比丘または沙弥の行う事のできずかつ寺院運営上不可欠の行為、例えば三宝料物などの金銀の手ずからの収受(受蓄金銀錢戒のため)、果物等の收穫・調理と比丘への供与(壞生種戒)、除草(同)、売買(販売戒)、工事などに伴う堀地(堀地戒)を、比丘の命令(浄語)を受けて代行して行う。なお、承久二年(一二二〇)に俊仍によつて制定された「泉涌寺殿堂房寮目錄」⁽⁴⁹⁾には、「行者堂」は「奉事衆僧之童行、共住此処者也」とあり、「人力堂」は「採柴・作食之浄人、共住此処也」と説明されていて、大略先の俊仍の見解ならびに『四分律』規定と相違がない。

さて、金沢称名寺は、文永の頃、檀越北条実時が叡尊の高弟極楽寺長老忍性を介して下野薬師寺の妙性房審海を招来し、これを住持として律院化した寺院である⁽⁵⁰⁾。弘長二年の叡尊らの関東下向時の対応を見るに実時の叡尊らに対する信仰が殊更篤いと思われる事⁽⁵¹⁾、『関東往還記』の紙背にある律学の系譜には、「窮情房」の孫弟子として「妙性房」の名が見える事⁽⁵²⁾より推せば、審海の時代に寺院運営上西大寺律家との同質性を認めても良いだ

ろう。その審海によつて弘安七年に制定された寺法が以下である。

史料Ⅰ 金沢称名寺規式⁽³³⁾

定

当寺条々規式之事

(四条分略)

一、除「寺中公役」、輒召「行者・淨人」、或遣「他処」、若為「出行之所従」、不可「妨」庫裏雜務也。

右、五ヶ条規式、所「定置」如此。所「以然者」、(中略)第五禁制者、為且且為「止」知事之憂、且○成「僧家之作務」、所「儲」憲章也。仍一々科条、深不可「違失」。

弘安七年二月 日

住持比丘審海

これによつて、先の仏典ないし注釈書と行者・淨人の役割は概ね整合すると言えるだろう。西大寺文書中の行者・淨人も、「僧坊所屬行者・下部」といわれている事、「憑」俗人、「背」寺命、「屬」別人、「致」緩怠之条、以外之次第也」とされている事などから、これに反するものはない。さらに、中世末作成と考えられる、光明真言会の後に制定される西大寺律家一門の規式には、「諸寺行者・下部、帶「白太刀・白刀」、令「參」大会之条、不可「然」

とあり、これを過差禁制と見れば、行者・淨人は武器(但し簡易なものか)を携行していたらしい。⁽³⁶⁾

まとめると、行者は、沙弥と在家信者との中間に位置し、仏道修行上沙弥の前の予備的階梯にあり、律家に属して諸雜務も行う。淨人も律家に属し、沙弥・比丘の犯戒防止のため諸雜務に従事する。両者は、武器を携行する場合もあつたらしい。また、自然に考えれば、律家側から諸労働の対価を支払われていたのではないか。

淨人は「〇〇入道」などと出家の体が見られるが、その実妻帯の場合も見られ家族がある場合もあるようである。その居住形態を明らかにする事は難しいが、盜犯の「下部又法師」の「住屋」が焼かれているように、寺院近辺に居宅を持っているか、先の「泉涌寺殿堂房寮目錄」の「人力堂」の如く寺内に居住空間があるかであろう。そして、淨人の出身母体は恐らく「郷民」であろう。西大寺は、叡尊居住以降少なくとも南北朝期にかけても、伽藍規模は發展し続けた。⁽³⁸⁾この背景には、まずもつて財Ⅱ三宝物物の増加があるが、同時に僧室Ⅱ律家の比丘も増加していったはずである。とすれば、寺院運営上の雜務は増え続けていったはずで、淨人の数の増加を招いただろう。また、淨人のあるものは世代を超えて淨人

となり、浄人ないし郷民の富の蓄積が進んだのではないだろうか。

ところで、文和の相論で提出された史料Bの請文の写しには、伝世の正文にはない、作成以後いづれかの段階で確実に切り取られた一条項（第三条）が存在する。

『西大寺白衣寺僧沙汰引付』にのみ見えるそれは、以下である。

史料J 西大寺白衣寺僧連署請文案（第三条）

一、於「寺内」不可「新」開田地。但於「寺外領内」、令「新」開田畠之峙者、申「合」律家、相共加「評定」、令「治」定年貢、可「相」配修理等之料足。且於「此」法者、至「郷民」并律家行者・下部、固可「守」此「統」。若違乱之峙者、黑白之寺僧無「偏執」可「被」行「其」科「事」。

請文はそもそも学侶の刑罰の代替として妥協的に作成されたのであって、全体の特徴として寺僧から律家に対する刑罰関連の義務の誓約書といえる。しかるに、第一（B）・二条（独断嗽訴の禁止）に比べて、本史料は相論と一見関係が浅い内容に見える。しかも、特に「且」以降の部分は、本史料が誓約書でありながら、律家側の義務・寺僧側の権利を記載したように見え異様である。後

日正文から削除されたのも無関係ではあるまい。これは、相論の政治的な妥結をめぐって、この頃両僧間で問題となっていた事項が、寺僧側からの要請によって記載されたものではなからうか。とすれば、「郷民」・「行者」・「下部」が「於「寺外領内」、令「新」開田畠」むる状況、そして寺僧を除く「評定」で「料足」が決定されていた状況がこの頃あったのではなからうか。とすれば、これは先で述べた如く、浄人の員数およびその蓄財の増加に伴うものではなからうか。

最後に、以上の極めて推測的と認めざるを得ない論を是として、南北朝期に別当・寺僧との刑罰権の争いを生じた背景等を述べるならば、鎌倉後期以降の浄人の増加に伴って、南北朝期によくやく浄人の犯罪の発生が顕著になり、その対処をめぐって寺僧、延いては別当との対立が生じ、あるいは結果的に律家が彼らの刑罰権を奪取する過程で、排他的刑罰権の確立と共に最終的に規式の制定に至った、と私は考える。

註

（1）中世西大寺の本格的な研究は、田中稔「西大寺における「律家」と「寺僧」——文和三年「西大寺白衣寺僧沙汰

引付」をめぐって」(同『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三、初出一九六六)を嚆矢とする。それ以後の研究で代表的なものとして、太田順三「西大寺の領域的支配の確立と絵図」(竹内理三博士古稀記念会編『続莊園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八)、大石雅章「中世大和の寺院の在地勢力—西大寺を中心として—」(同『日本中世社会と寺院』清文堂出版、二〇〇四、初出一九九七)、同「中世西大寺の寺院組織について—律家と寺僧の役割を中心に—」(前件同氏著書、初出一九八〇)、石上英一「西大寺莊園絵図群の研究」(同『古代莊園史料の基礎的研究 下』第三編第一章、塙書房、一九九七)が挙げられる。

律僧・律宗の理解については、今まで多くの研究がなされてきているが、主に永村眞「禅律僧」(『東大寺大勸進職の機能と性格』の一節。同『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九、初出一九八一)および、大塚紀弘「顕密仏教と禅律仏教」(『律家の成立史』(同『中世禅律仏教論』第一部、第二部、山川出版社、二〇〇九)に多くを依拠する。

(2) 『西大寺文書』一〇三函一八号。翻刻史料は、『中世法制史料集』(岩波書店)六、寺社法、一四九文書。以下、断らない限り史料典拠に函と号があれば「西大寺文書」を指す。また断らない限り名古屋大学日本史学研究室所蔵の写真帳(一九七四年奈良国立文化財研究所撮影)による。

(3) 義江彰夫「院政期の没官と過料—中世財産刑形成前

史—」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』吉川弘文館、一九八四、A論文とする)、同「日本の中世社会と刑罰」(『創文』二五三・二五四、一九八五、B論文)、同「撰関院政期朝廷の刑罰裁定体系—勅裁と使序裁—」(永原慶二他編『中世・近世の国家と社会』東京出版会、一九八六、C論文)、同「日本律令の刑体系—基礎的考察—」(東京大学教養学部歴史学研究室編『歴史学研究報告』二二、一九九〇、D論文)、同「王朝国家刑罰形態の体系」(『史学雑誌』一〇四一三、一九九五、E論文)、同「藏人等奉裁の刑罰形態」(『日本歴史』五六四、一九九五、F論文)、同「王朝国家下の国衙刑罰裁定体系」(大隅和雄編『文化史の諸相』吉川弘文館、二〇〇三、G論文)。

(4) 網野善彦他著『中世の罪と罰』(東京大学出版会、一九八三)。

(5) 中世の刑罰を論ずる時、勝俣の研究以降避けて通る事ができないのはケガレ(或いはハライ)の問題だろう。これに対する本稿の立場を示しておきたい。故意ではない行為—本人の意思なくして十分に起こり得る行為—または生じてしまった現象、例えば鼻血などで、ケガレの発生と見なされ、ハライまたはある不利益を科す事(財産没収、追放等)は、正に神に対する謝罪であって、それ以上ではなく、こうした不利益行為はもとより本稿の対象とするものではない。一方、故意とみなされる行為—本人の意思なくして起こり得ない行為—、例えば殺害・刃傷・女犯・脱糞は、行為者への不利益を科す事は、

科す側から見れば少なくともケガレのハライまたはそれに繋がる行為だとしても、被科者にとっては、再び同様に行為する事を抑制させる効果が、すなわち消極的特別予防の効果が、科す側の意思と関係なく結果的に生ずるとしてよい。また、不特定多数に不利益の科した事が周知される時、やはり科す側の意思とは関係なく一般予防の効果が生ずるとしてよい。本稿は、後者の場合の、故意とみなされる行為によって権力の側から、少なくとも消極的特別予防の効果が、延いては一般予防の効果が生ずるべく、不利益が科される時、それをば刑罰と定義する。従って、例えば盗みの行為によってケガレが生ずるか否か、またそれに対しての「家を焼く」行為がケガレの消除か否かは本稿では問題にならない。盗み行為は故意によるものであり、家宅焼却行為はたとえ消除だとしても、消極的特別予防・一般予防の効果を生ずると見なされるから、本稿では刑罰であり、これを焼却刑という事にする。なお、西大寺律家の場合単純に「宅を焼く」だけではない。まず破却して、建材等を移動させるかして（敗出）、しかる後に焼却したものと考えられる（規式第一条）。このあり方は東寺の刑罰においても見られる（『廿一口方評定引付』寛正三年（一四六二）一月三日条、『同』文明五年（一四七三）二月一日条、いずれも「東寺百合文書」、『大日本古文書』東寺文書の四（以下『大日古』と略す）。本稿はこの意味で律家の刑罰として焼却刑という言葉を用いる。またこの言葉を財産刑と別個のものでなくその一形態としても用いる。

(6) 註(2)。

(7) 乗範の在任期は、建治二年（諸寺別当鎌倉天台鎌倉講師等次第の「西大寺別当次第」（『東寺百合文書』甲号外三〇号七。ホームページ「京都府立総合資料館東寺百合文書WEB」）から、弘安六年の七年間である（註(一)石上著書五八四―五頁も参考）。

(8) 拙稿「中世西大寺の別当と僧団 ―所謂「別当乗範置文」の考察を中心に―」（『古文書研究』七九、二〇一―二〇二頁）を参照。

(9) 例えば註(3)義江A論文四二〇―一頁。

(10) ここでは一往刑罰の裁定過程を①→②→③としたのであるが、一方捕縛が刑罰において占める位置は無視できないだろう。すなわち、②や③の前提としての捕縛が考えられる。②の前提の捕縛は嫌疑者尋問のため、③のそれは、特に犯人・縁者の身体刑のためである。捕縛を無視しているわけではないが、史料中にこの問題を追及し難かったので、刑罰権力の資源の問題として部分的に言及するに留め（二章一節後述）、①→②を中心的に議論しているのである。

(11) 文和の相論に関しては、これ以後特に断らない限り、文和三年『西大寺白衣寺僧沙汰引付』（一〇三函一〇号）に依る。これは、前半が関係文書の収載及び筆者慈聡房円空の註釈、後半が「右上件沙汰之濫觴者」で始まる相論の詳述部分に当たると見られる。これ以後、本稿で相論に關係して述べる時、註が無ければ後半の詳述部分を典拠史料として用いると了解された。

- (12) 註(1) 田中論文。但し、論文前半部分の相論経過における史料解釈で細かな点で疑問ある箇所が少なくない。しかし、大要は賛同するため、瑣末な議論になる事を恐れここでは一々指摘はしない。
- (13) 一〇三函一一号。
- (14) (文和三年) 六月六日西大寺別当範宗書状(一〇三函九号)。ここで、「加罪科」とは、有罪確定および量刑判決、すなわち⑤の意であって、⑥科刑の意ではない。⑥は、寺僧の「致厳密沙汰」が該当する。
- (15) 一〇三函一一号。
- (16) おそらく浄人だろう。浄人でなくとも、行者・郷民に含まれる事はまず間違いない。
- (17) 但し正確には、刑事を含む裁判機関としての別当の決定には一次的には抗う事ができなかったのであって、より上位の裁判者としては興福寺学侶や朝廷が占位するから、不服の場合にはこれらに訴える事となる。
- (18) ここでは、盗犯等重罪が露顕した時に犯人または縁者一刑罰が当然に犯人以外にも及ぶから一が、身体刑の忌避のためしばしば逃亡する事があった事を念頭に置いている。
- (19) 正平七年一月二七日西大寺律家英心記録(一〇五函五号)。
- (20) 「制法」をめぐる両僧の言い分の詳細については、註(1) 田中論文を参照されたい。
- (21) 笠松宏至「盗み」(註(4))。
- (22) 荒木敏夫「平安時代の落穂拾い慣行と稲刈り労働」
- (23) 『竹内理三編『古代天皇制と社会構造』校倉書房、一九八〇)。
- (24) (文和三年) 七月四日西大寺別当範宗書状案(註(11) 史料所収)。
- (25) 一〇二函七号。年次の比定は佐藤信(研究代表者)編科研費報告書『古代荘園絵図群による歴史景観の復元的研究』(ヨシダ印刷、二〇〇三) 一一二頁。
- (26) この事は、西大寺文書中の中世文書の性格、すなわち律家側が宛所として受領した文書が多い事、正文・案文・写を含め、律家または黑白両僧の権利・權益に関するものや、後代の律家のために律家自身によって作成・書写された事が明確な文書・記録が多い事、逆に寺僧のみのそれらの性質を有する文書がほとんどない事などから、容易に帰納的に了解されると思うため詳説は略したい。この点、石上英一も同様の見解のようである(註(1) 石上著書四四五、四六六頁)。
- (27) 佐藤進一「中世史料論」(同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇、初出一九七六) 二八九〜九三頁。
- (28) (正平七年) 一月二七日西大寺別当懷雅奉書(一〇五函四号)、および註(19)。裁定過程の可能性がある。
- (29) 本事件に関しては、『西大寺別当与律家検断相論沙汰引付』なる史料による(一〇三函一五号)。
- (30) (延文五年) 七月二七日大乗院孝寛宛西大寺別当公憲請文案(註(29))。

(31) 註(29)所収。一〇三函六号に案文あり。史料Gのみ正文あり〔大和薬師寺文書〕九函二号、東京大学史料編纂所(以下東史と略す)所蔵写真帳『薬師寺史料』、請求記号617(65-1)。

(32) 西大寺律家は、「対西大寺、致不法狼籍、抑留寺物」し、「悪行越干常篇」ゆる武蔵房琳俊に對して、興福寺学侶に訴えたが、審議の最中に「中人」の取り成しによつて律家独自に琳俊と和解した(延文元年四月一日法眼頼憲等連署請文(一〇三函二二号))。別当範宗は、四月一日、書状を遣わし、「御和談」は「律家御沙汰尤神妙」だけれども、「為執務者、始終無違乱之様、可廻澗量事候」であり「毎事押領寺物、言語道断」のため「為向後可被行其科候歟」と、琳俊を処罰すべき意思を律家に伝えた(一〇三函二二号)。律家は、同日「契状」を作成し、「自別当方被仰旨雖在之、既令落居上者、更不可有□□合力沙汰也」と取り決めた(一〇三函二二号)。かかる認識の相違の妥協の結果が、史料E・F・Gの内容だろう。

(33) 他には、後述の史料L。

(34) 応安元年九月一日、孝寛の死の一日前、「当座祇候之輩」八名の内「光円房」の名が見える(興福寺典籍文書第四箱十三号。高山京子『中世興福寺の門跡』勉誠出版、二〇一〇、三六九頁)。

(35) 『寺院細々引付』応安二年八月条に「供養導師光円房」と見える(内閣文庫所蔵、『大日本史料』(以下『大日史』と略す) 応安元年九月一日条)。

(36) 『尋尊大僧正記』応仁二年(一四六八)一〇月一日八条(統史料大成『大乘院寺社雜事記』臨川書店)。また大乘院と大安寺律家との関係については、大石雅章「興福寺大乘院門跡と律宗寺院 ―とくに律宗寺院大安寺を通じて―」(註一)大石著書、初出二〇〇〇)も参照。

(37) 別当在任時の秘書的執行役を「出世奉行」というが(平松文庫旧蔵京都大学附属図書館所蔵「尋尊御記」一、出世奉行可存知条々)、大乘院孝寛の在任時の、別当の立場で発給する所の諸文書の奉者「出世奉行」として公憲の名が見える(内閣文庫所蔵大乘院文書「御拳状并御書等執筆引付」。例えば『大日史』文和四年六月二九日条等に翻刻あり)。

(38) 『興福寺略年代記』等(『大日史』延文五年閏四月一六日条)。

(39) 応安四年七月二九日定賢房殺害喧嘩記録(一〇三函二一号)。

(40) 弘安元年七月一日西大寺別当乗範置文(一〇一函二四号、『鎌倉遺文』一三二二三、以下「鎌」と略す)。

(41) 註(8)。

(42) 『中世政治社会思想 下』(日本思想大系三二、岩波書店、一九八一)所収。

(43) 『国立公文書館・旧内閣文庫所蔵大乘院文書』および「大宮文書」、校合した翻刻史料は、稲葉伸道「中世寺院の権力構造」(岩波書店、一九九七)三六〇頁。

(44) 至徳二年(一三八五)一月日乾脇一族連署約諾状(一〇三函二二号、原本確認)。永正一三年(一五一八)

- 五月二五日西大寺目安記録(一〇三函二四号、東史写真帳『西大寺文書』九、請求記号6171.65-56-9)。
- (45) 蓑輪顕量「叡尊門侶集団における構成員の階層」(同『中世南都戒律復興の研究』法蔵館、一九九九、初出「叡尊教団における構成員の階層」(『宗教研究』七〇—二)として一九九六)三二四、五頁。
- (46) 例えば大塚紀弘「律法興行と律家の成立——衣食改革を中心に——」(註1)大塚著書、初出二〇〇六)参照。
- (47) それぞれ了恵『天台菩薩戒義疏見聞』、円琳『菩薩戒義疏鈔』(『浄土宗全書』続十一、山喜房仏書林、二八九頁、一三四頁)。
- (48) 佐藤密雄『仏典講座四 律蔵』(大蔵出版、一九七二)二〇—四頁参照。
- (49) 「山城泉涌寺文書」(『鎌』二五七五)。
- (50) 関靖『金沢文庫の研究』(日本教育史基本文献・史料叢書一七、大空社、一九九二、初版一九五二)序説第二章第二節「称名寺」等参照。
- (51) 『関東往還記』(細川涼一訳注『関東往還記』平凡社)弘長二年二月二七日条など。
- (52) 奈良国立文化財研究所編『西大寺叡尊伝記集成』(大谷出版社)一〇二頁。
- (53) 「相模金沢文庫文書」(『鎌』一五〇八九)。
- (54) それぞれ註(19)史料、宝徳三年(一四五二)六月二五日行者・浄人定書(一〇三函一八号)。
- (55) (戦国期以前)西大寺諸寺一門規式案(一〇三函二〇号)。
- (56) 小野塚充巨「中世鎌倉極楽寺をめぐる」(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『莊園制と中世社会』論文集下巻)東京堂出版、一九八四)四七二頁にも同様の指摘がある。
- (57) 註(19)史料。
- (58) 太田博太郎「西大寺」(同『南都七大寺の歴史と年表』岩波書店、一九七九)、藤井恵介「中世西大寺の建築と伽藍」(佐藤信編『西大寺古絵図の世界』東京大学出版会、二〇〇五)参照。

(以下(下)に続く。)